

日常生活用具の品目一覧

	品 目	区分	給付対象者	性 能	耐用年数	基準額 (円)
介護・訓練支援用具	特殊寝台	給付	下肢機能若しくは体幹機能障がい者（等級２級以上）又は難病患者等（寝たきりの状態にある者）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8	154,000
	特殊マット	給付	下肢機能若しくは体幹機能障がい者（等級１級かつ常時介護を要する者）又は難病患者等（寝たきりの状態にある者）	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5	19,600
	特殊尿器	給付	下肢機能若しくは体幹機能障がい者（等級１級かつ常時介護を要する者）又は難病患者等（自力では排尿できない者）	尿が自動的に吸引されるもので障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5	67,000
	入浴担架	給付	下肢機能又は体幹機能障がい者（等級２級以上かつ入浴時に介助を要する者）	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴できるもの	5	82,400
	体位変換器	給付	下肢機能若しくは体幹機能障がい者（等級２級以上かつ下着等交換時に介助を要する者）又は難病患者等（寝たきりの状態にある者）	介護者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5	15,000
	移動用リフト	給付	下肢機能若しくは体幹機能障がい者（等級２級以上）又は難病患者等（下肢機能若しくは体幹機能に障がいのある者）	介護者が重度身体障がい者等を移動させるにあたり、容易に使用し得るもの ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4	159,000
	訓練いす	給付	下肢機能又は体幹機能障がい児（等級２級以上）	原則として付属のテーブルを付けたもの	5	33,100
	訓練用ベッド	給付	下肢機能若しくは体幹機能障がい児（等級２級以上）又は難病患者等（下肢機能若しくは体幹機能に障がいのある者）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8	159,200
自立生活支援用具	入浴補助用具	給付	下肢機能若しくは体幹機能障がい者（入浴に介助を要する者）又は難病患者等（入浴に介助を要する者）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助し、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	90,000
	便器	給付	下肢機能若しくは体幹機能障がい者（等級２級以上）又は難病患者等（常時介護を要する者）	障がい者等が容易に使用し得るもの ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	4,450 手すり付 5,400
	頭部保護帽	給付	平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能障がい者	転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	3	36,750
	T字状・棒状のつえ	給付	平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能障がい者	T字状・棒状のつえで歩行を補助できるもの（補装具を除く。）	3	3,000

品 目		区分	給付対象者	性 能	耐用 年数	基準額 (円)
自立生活 支援用具	移動・移乗支援用具	給付	平衡機能、下肢機能若しくは体幹機能障がい者（家庭内の移動等において介助を要する者）又は難病患者等（下肢が不自由な者）	次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	60,000
	特殊便器	給付	上肢機能障がい者（等級２級以上）又は難病患者等（上肢機能に障がいのある者）	足踏みペダルにより温水温風を出し得るもの ただし、取り換えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	151,200
	火災警報器	給付	障がい等級２級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知するもので、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの（１世帯につき２台まで）	8	15,500
	自動消火器	給付	障がい等級２級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯）又は難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病等対象者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8	28,700
	電磁調理器	給付	視覚障がい者（等級２級以上かつ盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	給付	視覚障がい者（等級２級以上）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10	7,000
	聴覚障がい者用屋内信号装置	給付	聴覚障がい者（等級２級以上かつ聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10	87,400
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	給付	腎臓機能障がい者（等級３級以上かつ自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者）	透析液を加温し、一定温度に保つ機能を有するもの	5	51,500
	ネブライザー（吸入器）	給付	呼吸器機能障がい者（等級３級以上）若しくは同程度の身体障がい者で、必要と認められる者又は難病患者等（呼吸器機能に障がいのある者）	障がい者等が容易に使用し得るもの	5	36,000

	品目	区分	給付対象者	性能	耐用年数	基準額(円)
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	給付	呼吸器機能障がい者（等級3級以上）若しくは同程度の身体障がい者で、必要と認められる者又は難病患者等（呼吸器機能に障がいのある者）	障がい者等が容易に使用し得るもの	5	56,400
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	給付	呼吸器機能障がい者（等級3級以上かつ医療保険における在宅酸素療法を行う者若しくは人工呼吸器の装置が必要な者）又は難病患者等（人工呼吸器の装着が必要な者）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの	5	157,500
	酸素ボンベ運搬車	給付	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの	10	17,000
	盲人用体温計（音声式）	給付	視覚障がい者（等級2級以上かつ盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5	9,000
	盲人用血圧計（音声式）	給付	視覚障がい者（等級2級以上かつ盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5	15,000
	盲人用体重計	給付	視覚障がい者（等級2級以上かつ盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5	18,000
	人工鼻	給付	喉頭摘出等により、音声・言語機能に著しい障害のある者で、日常的に人工鼻を使用する者	気管孔に装着することで鼻の一部機能を代用する製品であって、障がい者が容易に使用し得るもの（接続器具及び装着用のアクセサリ等を含む）	—	月額 23,760
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	給付	音声機能、言語機能障がい者又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障がいのある者	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	5	98,800
	情報通信支援用具	給付	上肢機能若しくは上肢複合障がい者（等級2級以上かつ文字を書くことが困難な者）又は視覚障がい者（等級2級以上）	障がい者向けパーソナルコンピュータの周辺機器やアプリケーションソフト	6	100,000
	点字ディスプレイ	給付	視覚及び聴覚障がいの重度重複障がい者（視覚及び聴覚障がい等級2級以上）	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6	383,500
	点字器	給付	視覚障がい者	標準型A 32マス 18行両面書真鍮板製	7	10,400
				標準型B 32マス 18行両面書プラスチック製	7	6,600
携帯用A 32マス4行片両 アルミニウム製				5	7,200	
携帯用B 32マス12行プラスチック製				5	1,650	

	品目	区分	給付対象者	性能	耐用年数	基準額(円)
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	給付	視覚障がい者（等級２級以上かつ就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5	63,100
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	給付	視覚障がい者（等級２級以上）	次のような性能を有するものであること。 1 音声等により操作ボタンが認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの 2 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6	再生機能のみ 35,000
					6	録音再生機能 85,000
	視覚障がい者用活字読上げ装置	給付	視覚障がい者（等級２級以上）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報（SPコード）を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6	99,800
		貸与			—	—
	視覚障がい者用拡大読書器	給付	視覚障がい者（本装置により文字等を読むことが可能になる者）	画像入力装置を対象物（印刷物等）の上に置くことで簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8	198,000
		貸与			—	—
	視覚障がい者用地デジ対応ラジオ	給付	視覚障がい者（等級２級以上）	地上デジタル放送を音声受信する機能を有し、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6	29,000
	盲人用時計	給付	視覚障がい者（等級２級以上かつ音声式時計の給付は、手指の触覚に障がいがある等のため、触読式時計の使用が困難な者）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10	音声式 13,300
					10	触読式 10,300
聴覚障がい者用通信装置	給付	聴覚障がい者又は発生・発語に著しい障がいのある者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの（ファクシミリ）	5	71,000	
聴覚障がい者用情報受信装置	給付	聴覚障がい者（本装置によりテレビの視聴が可能となる者）	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	6	88,900	

品 目		区分	給付対象者	性 能	耐用 年数	基準額 (円)
情報・ 意思疎 通支 援用具	人工喉頭	給付	音声機能、言語機能障がい者（無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者）	利用することにより音声の発生が可能となるもの	5 4	電動式 70,100 笛式5,000
	点字図書	給付	視覚障がい者（主に点字により情報を入手する者）	点字により作成された図書	—	点字図書 と墨字図 書の差額
排 泄 管 理 支 援 用 具	ストマ用装具 （蓄便袋）	給付	直腸機能障がいがあり、ストマを造設した者	身体に装着し排泄物をためる用具 （蓄便袋、洗腸用具、皮膚保護剤）	—	月額 8,858
	ストマ用装具 （蓄尿袋）	給付	膀胱機能障がいがあり、ストマを造設した者	身体に装着し排泄物をためる用具 （蓄尿袋、皮膚保護剤）	—	月額 11,639
	紙おむつ等	給付	人工肛門、人工膀胱を造設している者で、ストマの変形又は治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない者 脳原生運動機能障がいの身体障害者手帳を所持する者	紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品	—	月額 12,000
	集尿器	給付	膀胱機能、下肢機能及び体幹機能障がい者及び3歳以上の身体障がい児（神経因性膀胱が認められる者若しくはカテーテルを留置している者）	排尿を自分の意思で調整できない常時失禁状態にある者の集尿のための用具	1	8,500
住 宅 改 修	居宅生活動作補助用具	給付	下肢機能、体幹機能障がい若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がい）を有する身体障がい者及び学齢期以上の障がい児で、等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えを行う場合は、上肢機能の障がい等級2以上の者）又は難病患者等（下肢機能若しくは体幹機能に障がいのある者）	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの ・手すりの設置 ・スロープ等の設置（床段差の解消） ・滑り防止及び円滑な移動のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修で市長が必要と認めるもの	—	1人につ き1回を 原則とす る 200,000